

ベースアップ評価料についての掲示

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

令和 6 年 6 月から「ベースアップ評価料」が新設されました。

この度、厚生労働省による「令和 6 年度診療報酬改定」に伴い、ベースアップ評価料を令和 8 年 3 月 1 日より算定します。
診療費に下記項目が加算されますので、ご理解とご協力をお願いします。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

- | | |
|-----------------|------|
| 1. 初診時 | 6 点 |
| 2. 再診時 | 2 点 |
| 3. 訪問診療時 | |
| イ) 同一建物居住者以外の場合 | 28 点 |
| ロ) イ以外の場合 | 7 点 |

(1 点=10 円、初診時 1 割の方は 6 点=60 円×0.1 で 6 円となります。)

※本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が 安心して職務に従事することを目的としています。

医療法人 おうちにかえろう会
まつおクリニック院長 松尾 勝一



2026 年 2 月 28 日付